

障害者差別解消法にかかる 熊本市の取組について



熊本市障がい保健福祉課

障害者差別解消法の概要

I 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体



法的義務

民間事業者



法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体



法的義務

民間事業者



努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国、地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取り組みに関する要領を策定
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法にかかる熊本市の取り組み事項

全庁的に 取り組むべき 内 容

【第3条】責務

障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない。

【第5条】環境の整備

合理的配慮を的確に行うため、バリアフリー化、コミュニケーション支援のための人的支援、職員への研修など、必要な環境の整備に努める。

【第7条】行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

(1) 不当な差別的取扱いの禁止（法的義務） (2) 合理的配慮の提供（法的義務）

関係課が 取り組むべき 内 容

※H28.4月施行

【第10条】職員対応要領の作成 <関係課> 障がい保健福祉課、人事課、人材育成センター、教育委員会事務局ほか

職員が遵守すべき服務規律の一環として「熊本市職員対応要領」を定める。

努力規定

【第14条】相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害を理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る。

- ① ②以外の差別的取り扱い等に関する相談窓口 <関係課> 障がい保健福祉課、各区福祉課（ほか）
② 市職員が行った差別的取り扱い等に関する相談窓口 <関係課> 人事課

義務

【第15条】啓発活動 <関係課> 障がい保健福祉課

障害を理由とする差別の解消について、関心と理解を図るため啓発活動を行う。

※障がい保健福祉課において平成25年度に障がい者サポーター制度を発足させ、障がい者への理解促進のための啓発を行っており、差別解消法の説明も行っている。

義務

【第17～20条】障害者差別解消支援地域協議会 <関係課> 障がい保健福祉課

地方公共団体の区域における相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる。

※既存の相談機関の連携等により相談の谷間をなくすことが目的。

できる規定

障害者差別解消法に基づく職員対応要領の概要

1. 目的

市の事務・事業において、職員が障がい者に対し適切な対応を行うための必要な事項を定める。

2. 本則

1. 差別的取扱いの禁止

事務・事業を行うにあたり、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

2. 合理的配慮の提供

障がい者からの求めに応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

3. 監督者の責務

監督者（主査級以上の職員）は、差別的取扱いの防止及び合理的配慮のための環境整備を図らなければならない。

4. 懲戒処分等

差別的取扱い又は合理的配慮の不提供が重大な場合は、懲戒処分等に付されることがある。

5. 相談体制の整備

人事課に、障がい者からの相談に対応するための相談窓口を設置。

6. 研修・啓発

障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対する研修・啓発を実施。

3. 留意事項（差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供のため、以下の事項に留意）

1. 差別的取扱いの基本的な考え方

事務・事業について、正当な理由なく、障がい者を不利に扱うことが差別的取扱いに該当する。

2. 正当な理由の視点

1の「正当な理由」は具体的場面や状況に応じて判断する。

3. 差別的取扱いの具体例

→ 具体例を列举

4. 合理的配慮の基本的な考え方

過重な負担が伴う場合を除き、合理的配慮は、障がい者と職員双方の建設的対話による相互理解を通じて行われる。

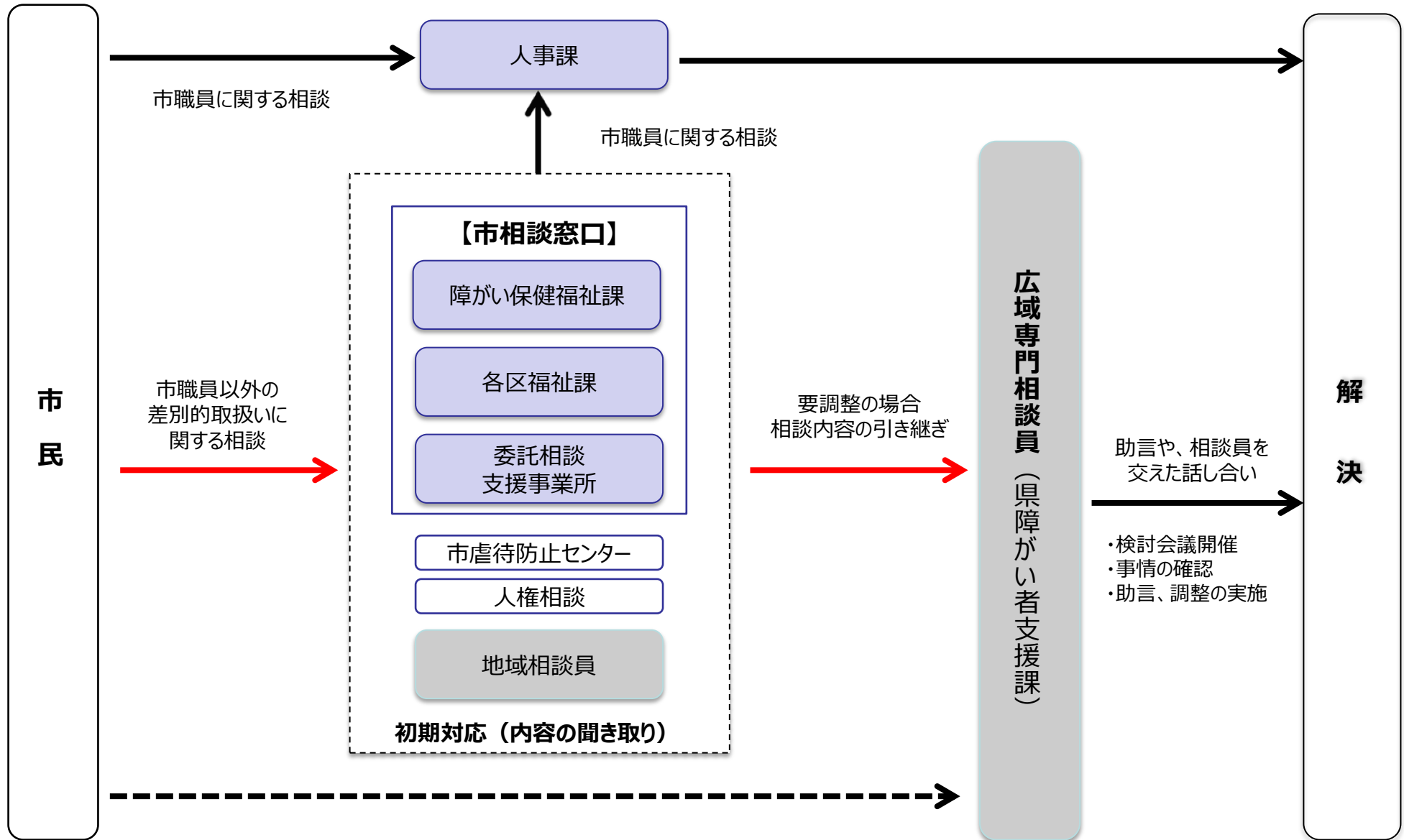
5. 過重な負担の基本的な考え方

4の「過重な負担」は、個別の事案ごとに判断する。

6. 合理的配慮の具体例

→ 具体例を列举

差別的取扱いに関する相談及び紛争の防止等のための体制の整備について（イメージ）



障害者差別解消支援地域協議会の設置について（イメージ）

<設置目的>

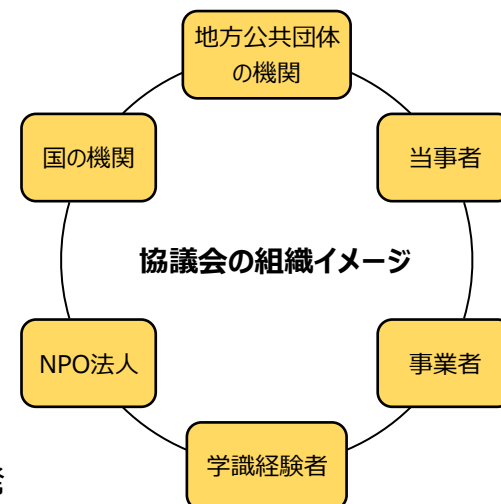
地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織する。

<設置時期>

平成28年4月

<想定される協議内容> ※障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（内閣府）から抜粋

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決をはかる事案の共有
- ・関係機関等が対応した相談事例の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備
- ・障害者差別の解消に資する取り組みの共有・分析
- ・構成機関等における斡旋・調整等の様々な取り組みによる紛争解決の後押し
- ・障害者差別の解消に資する取り組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発



<構成メンバー>

国が想定する地域協議会の構成機関

行政	国の機関	法務支局、公共職業安定所 等		
	地方公共団体	障害者施策主管部局、福祉事務所、保健センター、教育委員会 等		
関係機関	当事者	障害者団体、家族会 等	医療・保健	医師、保健師、看護師 等
	教育	PTA会長 等	事業者	商工会議所、公共交通機関、特例子会社 等
	福祉等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業所、民生・児童委員 等	法曹等	弁護士、人権擁護委員 等
	その他	学識経験者 等		

(参 考)

関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されることに伴って、主務大臣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとされています。

※事業所向けの対応指針については、内閣府のホームページをご覧ください。

関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

→ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

障害者差別解消法福祉事業者向けのガイドライン（平成27年11月11日厚生労働大臣決定）

～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～

この対応指針は、「障害者差別解消法」の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方を記載したものです。